毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 規則

所管課(室)名

○長崎県組織規則の一部を改正する規則

新行政推進室

規則

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月12日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号の2

長崎県組織規則の一部を改正する規則 長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職務代理) 第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務 を代理する職員は、統轄監又は総務部長の職にある者とし、 その代理する順序は、統轄監、総務部長の順序とする。 2 略	(職務代理) 第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務 を代理する職員は、総務部長の職にある者とする。 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所